

東京医大受験料等返還請求訴訟 請求の構成(概要版)

I 主位的請求	
請求の趣旨と理由の骨子	対象消費者
入学検定料相当額等の損害賠償の支払義務確認 募集要項において、得点調整を説明せずに入学試験を行うことは、 <u>不法行為</u> に当たる。	平成29年度、30年度の一般入試及びセンター試験利用入試の受験生のうち、下記のいずれかの属性に該当し、 <u>二次試験に合格しなかった者</u> ① 女性 ② 浪人生(平成30年度は3浪以上の者のみ) ③ 高等学校等コードが51000以上
II 予備的請求	
請求の趣旨と理由の骨子	対象消費者
1.入学検定料相当額等の損害賠償の支払義務確認 本件の内容にて得点調整をすることは、公正かつ妥当な方法とは言えず、被告の裁量を逸脱する行為であるから、 <u>不法行為</u> に当たる。	平成29年度、30年度の一般入試及びセンター試験利用入試の受験生のうち、下記のいずれかの属性に該当し、 <u>一次試験に合格して二次試験を受けたが合格しなかった者</u> ① 女性 ② 浪人生(平成30年度は3浪以上の者のみ) ③ 高等学校等コードが51000以上
2.入学検定料相当額等の損害賠償の支払義務確認 公正かつ妥当な方法により選抜すべきことは、大学設置基準の定めから当然の要請であるから、本件の内容にて得点調整をすることは入学試験受験契約の <u>債務不履行</u> に当たる。	

主位的請求と予備的請求における対象消費者の範囲の違い

※主位的請求

募集要項において、得点調整を明らかにしていなかったこと

一次試験
不合格者

※予備的請求

公正かつ妥当な方法による選抜が行われなかったこと

二次試験
不合格者

最終合格者